

児童扶養手当を
受けられる人は

受給できるのは、次の条件に該当する児童（十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある人）を養育している母、または母にかわって養育している人です。ただし、所得制限があります。

該当条件

- 父母が離婚した後、父と一緒に生活していない児童
- 父が死亡した児童
- 父が重度の障害である児童（国民年金の障害等級1級程度）

父の生死が明らかでない児童

父から引き続き1年以上遺棄されている児童

父が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童

母が未婚のまま出産した児童

該当しない場合

- 日本国内に住所がないとき
- 公的年金給付または、遺族補償を受けることができるとき

児童が児童福祉施設に入所しているとき、または里親に養育されているとき

児童が父（重度の障害）に

1人に1つの基礎年金番号



20歳になって国民年金に加入したときや、就職してはじめて厚生年金に加入したときに、基礎年金番号を記載した年金手帳（共済組合加入の方は基礎年金番号通知書）が交付されます。この基礎年金番号は、転職などにより加入する年金制度が変わっても、一生を通じて使用します。

国民年金の届出や照会は
基礎年金番号で！

手続きは基礎年金番号で 年金に関する各種の届出・照会や請求手続きを行うときは基礎年金番号が必要です。基礎年金番号が記載された年金手帳（基礎年金番号通知書）は、紛失しないよう大切に保管しましょう。

問い合わせ先
鳥取市保険年金課年金係 (20・3205)
鳥取社会保険事務所 (27・8311)

支給される障害年金給付の加算対象になっているとき

母が事実上婚姻関係にあるとき

手当の支給要件に該当した後、5年を経過しているとき
手続き・問い合わせ先 児童家庭課 (20 3 1 7 9)



親子囲碁教室

対象者 小・中学生と保護者
募集期日 10月21日(月) 午前9時～
参加費 無料
定員 15組30名
受講期間 11月2日(土)～3月1日(土)の第一・三土曜日
ただし、一月は第一(土)の分を第四(土)に振替えます。
時間 午前9時30分～11時30分
申し込み先 男女共同参画センター (24 2 7 0 4)

11月5日から
市役所駐車場の
一般開放時間を延長

平日 午後6時～10時
土・日・祝日 午前8時30分～午後10時

男女共同参画セミナー

とき 10月28日(月) 午後6時30分～8時
ところ 輝きなんせ鳥取
テーマ 男女共同参画ってどういうこと？よきパートナーとなるために～/講師 松田章義氏(鳥取子ども学園希望館館長)
定員 30人(先着順)
申し込み・問い合わせ先 男女共同参画センター (24 2 7 0 4)

水本クリニック

胃腸科 内科 外科
肛門科 リハビリテーション科
診療時間 AM8:30～PM1:00 (月～土) PM3:00～PM6:30
但し、土曜日は午前中
鳥取市徳尾405の11(吉岡街道沿) ☎(0857)21-7707

石谷小児科

診療時間(月～土)
午前9:00～12:00
午後3:00～6:30
但し木曜日は午前中
休診日 日曜・祝日
鳥取市上魚町13 ☎22-3354(代)